

平成三十年代

中世文学会秋季大会

研究発表要旨

樵夫は詠者になり得るか——『宇治拾遺物語』第一四七話の詠者をめぐって——

二松学舎大学大学院生 鈴木 和太

『宇治拾遺物語』第一四七話「樵夫小童隱題歌説事」は、「筆策」を題にした隱題（物名）歌「めぐりくる春々ごとく桜花いくたびちりき人に問はばや」を樵夫の小童が、柄にもなく見事に詠んだという和歌説話である。隱題歌について、すでに和歌文学研究の分野では人見恭司氏をはじめ多くの成果が挙げられているが、当該歌に関する指摘はそれに比して少ない。また、説話文学研究にあっても、この説話はあまり取り上げられず、現在ある『宇治拾遺物語』諸注釈、および同話を載せる『古本説話集』諸注釈でも問題視されていない。

そもそも、この説話の問題点は、すでに諸注釈書に指摘があるように、当該歌が『古今集』時代の歌人とされ、かつ隱題歌を数多く詠んだ藤原輔相の私家集『藤六集』にも確認できる点にある。さらに問題となるのは、はたして樵夫に和歌を詠むだけの教養があったかどうかである。『藤六集』は他撰との見方もあるから、当該歌が輔相の作であるとは即断できないし、本話は樵夫という低い身分、しかも年端もいかな小童が隱題歌を詠んだ驚きがあったればこそ説話として成立したのかもしれない。また、藤原輔相、および『藤六集』については、すでに山口博氏や中田千代子氏等によつて論じられているが、隱題歌は輔相に限らず他の歌人等も詠んでいるし、読人不知の隱題歌も散見される。そうだとすれば、他の作者や読人不知の詠歌が隱題歌を多く残す輔相に収斂されていった可能性も当然加味しなければならぬ。したがって、当該歌をめぐって、なお追及されるべき問題は存外が多い。

そこで本発表では、従来あまり取り上げられることのなかった『宇治拾遺物語』第一四七話の諸問題に対し、説話文学研究の観点から検討を加える。また、それらを基にして、当該歌の詠者ははたして樵夫であるか、否か、そうでない場合はなぜそのような伝承になったのか、という和歌説話が伝承される際の一事例を論じてみたい。

早稲田大学図書館蔵『いさよひの日記聞書』考

—近世の『十六夜日記』受容の様相—

早稲田大学大学院生 幾浦 裕之

『十六夜日記』は、岩佐美代子氏によって九条家旧蔵本（江戸初期頃写）が古態を示す最善本であること（『宮廷女流文学読解考 中世編』）が示され、日記文学作品としてはめずらしく、例外的に絵入り本が存在する作品であること（石川透氏「中世随筆・日記文学の奈良絵本・絵巻」、『中世の随筆—成立・展開と文体—』）など、伝本や作品の特質が明らかにされてきている。現存する伝本が製作された江戸期の享受の実態は、重要な問題であると考えられる。

早稲田大学図書館所蔵の『いさよひの日記聞書』（内題による。外題は『阿佛道之記』）は、『十六夜日記』の注釈書で、本文と同じ大きさの字で注釈が書写される（一部細字にて書写）。同種の注釈には多和文庫蔵『十六夜日記』、北海学園大学北駕文庫蔵『いさよひ日記』があり、松原一義氏による紹介、翻刻がある（『十六夜日記』注釈書の新資料の報告—多和文庫蔵「十六夜日記」—、「多和文庫蔵『十六夜日記』（注釈書）の翻刻 前編」（後編）、「北駕文庫蔵『十六夜日記』（注釈書）の解説と翻刻」。多和文庫本、北駕文庫本は作品本文より小さな字で、時には割注で注釈が書き添えられており、文化十五年（一八一八）の奥書を有する。早大本はこれら二本とは書式的面から異なるだけでなく、最終丁に寛文十三年（一六七三）の年次をもつ点で、これら二本よりも時代的に遡る伝本である。

「この哥一首板の本に落たり」と注釈にあり、万治二年（一六五九）の整版本『十六夜日記』が参照されていることがわかるため、成立はおよそ寛文年間（一六六一〜一六七三）である。阿仏の家族を注釈する箇所には解釈の誤りもあり、京極為兼を「此為兼冷泉家の元祖也」と注するなど、甚だしい誤りも見られる。本発表では、早大本の頭注と識語に現れる人物「兼道」の考察と併せて、不安定ではありつつも様々な書物を参照して展開されるこの近世の『十六夜日記』注釈について検討する。

神楽歌の秘曲「宮人」をめぐる

新潟大学 中本 真人

神楽歌「宮人」は、中世の説話集や楽書において、多氏の秘曲として広く取り上げられる歌謡である。建久二年（一一九一）十一月の鶴岡八幡宮遷宮では、京から招聘された多好方が「宮人」を奏したが、その際「神感之瑞相」がみられたと記されている。さらに『古事談』には「宮人は荒涼に唱はざる歌なり」（巻六―二八（四一四）話）と記されるほか、『弘安四年鶴岡八幡遷宮記』には「神楽第一之秘事」、「天下無双之秘曲」とあるように、神楽歌の中でも特別な秘曲であったことがうかがえる。

このように「宮人」は、中世の公家社会、武家社会の両方において、特別な秘曲とされた一方で、従来の研究では、どのような事情から秘曲となったのかは、あまり注意されてこなかった。そもそも十二世紀書写とされる鍋島家本『神楽歌』収載の「宮人」は、ほかの神楽歌と比較しても、特に差異がない。さらに堀河朝には、堀河天皇から多近方に「宮人」が伝授されているが、同曲が秘伝とされたような様子も認められなかった。

永暦元年（一一六〇）四月の三ヶ夜内侍所御神楽では「宮人」が奏された。この御神楽は、長久元年（一〇四〇）の三ヶ夜内侍所御神楽を先例としており、「宮人」の奏楽もその先例を踏襲したものであった。この御神楽の第三夜には、多成方・好方兄弟が「宮人」を奏している。成方死後の平安末期の御神楽では、本方・末方の二名の拍子と付歌を必要とする御神楽にあって、常に好方が「宮人」を独奏するようになった。好方は「宮人」を独占するとともに、多氏であっても、直系の子孫以外には伝授しなかったらしい。その一方で「宮人」を必要とする御神楽の機会は、短期間のうちに急増したことから、同曲はほかの神楽歌と異なる地位を得たのではないだろうか。

本発表では、神楽歌「宮人」をめぐる、院政期を中心とする古記録の記事に基づきつつ、鎌倉期にみられるような秘曲となった経緯を具体的に明らかにしたい。

「囚人能」の変遷

法政大学能楽研究所兼任所員 深澤 希望

すぐれた能は、その構造や趣向が他曲にも踏襲され、いくつもの類曲を生み出して、ジャンルを形成してきた。例えば、「修羅能」「物狂能」といったジャンルも、世阿弥によって創作・洗練された能、さらにそこに連なる多くの作品を通観して、我々が後から与えた枠組みとも言える。本発表は、「囚人能」というジャンルを私に規定して、該当する作品を比較し、変遷を追うことで、その作能史を捉えることを試みるものである。

「囚人能」とは、何らかの理由で捕虜となった人物をめぐる物語であり、処刑を控えた身である囚人と、その身内との、最期の対面に纏わる人情を主題とする。世阿弥時代の〈初若の能〉（こは子にてなきと云申楽）〈春栄〉〈盛久〉〈籠祇王〉、音阿弥・禅竹時代の〈千手〉〈籠太鼓〉〈文覚〉（六代）〈治親〉、詳細不明ながら室町時代には成立していた〈檀風〉〈鞆〉〈親衡〉〈籠尺八〉〈岡崎乙（吉水）〉の十四曲を、その範疇として考察する。はじめに、各曲の比較を通じ、基本的な枠組みとして、①囚人・囚人の身内・捕縛者が鼎立する人物構成をとること、②囚人・囚人の身内のいづれかが子方であること、の二点を指摘する。その後、基本の何を踏襲し、または何を崩し、類曲が作り出されているのか、それぞれの特徴を明らかにする。なお、『申楽談儀』の断片的な記述に拠るしかない、〈初若の能〉（田楽新座狂言方の菊所演）と〈こは子にてなきと云申楽〉（近江猿楽の犬王所演）については、精読によって前記の枠組みに収まることを示し、「囚人能」が当時の能界を横断する人気のジャンルであったことを論じる。

さらに、「子方の役割の縮小」という「囚人能」の変遷の方向性が、「物狂能」の洗練の過程と同一であることを指摘した上で、「泣き申楽（泣き能）」を基盤に成立したジャンルとして、「物狂能」に加え、その他に「囚人能」という流れを想定したい。

紹巴の源氏物語研究―三条西公条説の継承をめぐる―

中京大学 小高 道子

中院通勝は紹巴の説を「聞」「聞書」として『岷江入楚』に取り入れた（徳岡涼氏『岷江入楚』所引「聞」「聞書」について、『上智大学国文学論叢』平12）。『岷江入楚』が「聞」「聞書」として紹巴説を取り入れたことについて、小川陽子氏は「紹巴が所持している」「自分たち（小高注・細川幽斎と通勝）が入手した書物では知り得なかった公条注」を、紹巴の名前を出さずに、「周到に情報操作をしながら」取り入れたとされ、連歌師たちの「注の継承と展開の重み」を高く評価された（『岷江入楚』『中世の学芸と古典注釈』）。

しかしながら、岷江入楚の「聞」「聞書」とする注釈内容を三条西家の注釈と比較しても、紹巴を経由しなければ入手できなかった三条西公条の注は見出せない（小高「岷江入楚の「聞」「聞書」」『中京大学国際教養学部論叢』平26・11、同「岷江入楚の「秘」と「聞」「聞書」」同 平27・3）。小川氏のいう、通勝が「情報操作」をして取り入れた公条注、とはどのような注であったのだろうか。

一方、井爪康之氏は休聞抄と永祿奥書紹巴抄（平安文学資料稿、以下紹巴抄と略す）とを比較して、紹巴抄は休聞抄をもとに作成したものであり、公条の講釈をもとに作成したとするのは「権威がほしかった」ためであろうとされた（『源氏物語注釈史の研究』）。だが、紹巴抄には「仍」として記された公条説が見られ、この公条説は休聞抄には見られない。そのため、公条の講釈を聴かずに紹巴抄を作成することは出来ないかと推定できる（小高「紹巴抄と休聞抄―真木柱巻を中心にして―」『中京大学文学会論叢』平27・3、同「同―花宴巻を中心にして―」同 平30・3）。

紹巴は公条説をどのように継承し、通勝に伝えたのであろうか。本発表では紹巴が継承した公条説について検討を加えたい。